

教職員の任用に関する意見について

市川市教育委員会 学校地域連携推進課

コミュニティ・スクール導入校には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第7項」に以下の権限が示されています。

～コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について～
学校運営協議会の主な役割として次の3つがあります。

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する《必須》
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べる《任意》
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べる《任意》



【市川市教育委員会規則第6号 市川市学校運営協議会の設置等に関する規則】

（意見聴取）

第11条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるとき又は同条第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

（対象学校の職員の任用に関する協議会の意見）

第12条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用に関する事項（特定の職員の任用に関する事項を除く。次号において同じ。）
- (2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた当該対象学校の職員の任用に関する事項

教職員の任用にかかわる意見とは、具体的に以下の通りです。

➡意見を述べる対象事項としては、主にその学校の基本的な方針を踏まえて、実現しようとする教育目標・内容等に合った教職員の配置を求め、すなわち、採用、昇任、転任に関する事項であり、分限処分、懲戒処分、勤務条件の決定などに関する事項は含まれません。学校運営協議会で共有している目標やビジョンに沿って、「こんな先生に来てもらいたい」と言った意見に限られるものです。

【例】

- ・地域連携の核となる「社会教育主事」の資格を有する教員の任用
- ・小学校における外国語活動の充実のために「中・高の英語の免許」を持った教員の任用
- ・若手教職員の人材育成のために、「学年主任ができるリーダー性を持った教員」の任用

